



西東京市

## 西東京市障害者基本計画 概要版

平成16年3月

発行 西東京市保健福祉部障害福祉課  
〒202-8555 西東京市中町1-5-1  
TEL 0424(64)1311

# 西東京市障害者 基本計画 (概要版)

平成16年3月  
西東京市



古紙配合率100%再生紙を使用しています



本冊子は、地球にやさしい再生紙および植物性大豆油インキを使用しています。

# 市長あいさつ

近年、わが国の社会経済情勢が大きく変わる中で、障害者をめぐる状況も新たな時代を迎えております。この間、国は平成14年度に「障害者基本計画」及び「重点施策実施5ヵ年計画」を、東京都では、「TOKYO福祉計画STEP2」を策定しました。



本市においても、今年度は合併後初めての基本構想・基本計画（いわゆる総合計画）を策定し、福祉の充実をはじめとした新たな施策展開に向けてスタートを切ろうとしているところです。

この「西東京市障害者基本計画」は、総合計画の方針に沿って、「障害のある、なし、あるいは障害の種類や程度にかかわらず、地域社会全体から必要な支援を得ながら、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進める。」を計画の理念として策定いたしました。

障害者を取り巻く環境は、障害者自身の高齢化及び障害の重度・重複化、また保護者家族の高齢化など益々複雑・多様化しております。住み慣れたこの西東京市で、障害の有無にかかわらず誰もが安心して、いきいきと自立した生活を送ることは、市民全体の願いであります。

障害のある人の生活を地域で支えていくために、市民の皆さま一人ひとり、関係者及び行政による「自助・共助・公助」がなにより大切であると思っております。

私は、この計画の実施に向け最大限の努力を積み重ねてまいり所存でございます。市民の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、ご協力をいただきました市民の皆さま、関係機関及び関係団体の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

平成16年3月

西東京市長 保谷高範

C	O	N	T	E	N	T	S
市長あいさつ	・	・	・	・	・	・	1
計画の基本的な考え方	・	・	・	・	・	・	2
計画の体系	・	・	・	・	・	・	4
計画の目標と方向性							
目標1	地域で支える基盤づくり	・	・	・	・	・	5
目標2	快適に過ごせる環境づくり	・	・	・	・	・	7
目標3	生きがいを持って暮らせるまちづくり	・	・	・	・	・	9
目標4	安心して暮らせるまちづくり	・	・	・	・	・	11
目標5	自分にあった生き方ができるまちづくり	・	・	・	・	・	13
目標6	情報提供・相談体制のしくみづくり	・	・	・	・	・	15
推進体制	・	・	・	・	・	・	17
市内の障害者福祉関連施設	・	・	・	・	・	・	18

## この計画は

平成14年3月に、西東京市保健福祉審議会からの答申「西東京市障害者基本計画を策定するにあたっての基本的な考え方について」を受け、西東京市福祉計画策定委員会及び西東京市障害者基本計画検討委員会において、調査及び検討を行ってきました。これらの検討結果等を踏まえ、障害者基本法第7条の2に基づく「市町村障害者計画」として策定したものです。

## 計画の期間は

平成16年度から平成25年度の10年間で計画期間とします。

ただし、中間年である平成20年度には、見直しを行うものとします。その他、関連制度・法令など、各種要因に柔軟に対応し、必要に応じて施策内容や施策目標の見直しを行います。

## 計画の基本的な考え方

### 【計画の理念】

障害のある、なし、あるいは障害の種類や程度にかかわらず、地域社会全体から必要な支援を得ながら、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進める



### 【計画策定の4つの視点】

#### ① 自立と社会参加の促進をめざす支援

(個々のパーソナリティとニーズに応じた支援)

どのように障害が重くとも、必要とする支援を受けながら地域で生き生きと暮らしていくことが自立につながることから、単に在宅サービスの量的・質的充実のみならず、障害のある人自身が主体性、自立性をもって積極的に社会に参加していけるように支援していくことが大切です。

その際には、障害のある人が「自ら選択し、決定し、行動できる」よう、本人の自己決定の権利を最大限に尊重する必要があります。また、障害の種類や程度によって、支援の必要性や支援の内容は大きく異なるため、個々の障害の状況に対応したニーズを的確に把握し、一人ひとりの社会生活力を高めるきめ細かな支援を実施していく必要があります。

## 2 多様なニーズに対応する施策の充実と施設整備

(入所施設から在宅へ、重度障害者対応、多様な施設対応等)

平成14年12月に発表された国の新しい「障害者基本計画」では、「障害者は『施設』という認識を改め、入所施設は地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定する」と、施策の基本的な方向が示されています。また、東京都も、平成14年2月に策定した「TOKYO福祉改革STEP2」において、「重装備施設偏重の従前の画一的な福祉を改革し、地域のケア付き住まいを重視したきめ細かな福祉を実現する」とし、地域での自立を支える新しい福祉を打ち出しています。

本市でも、国や東京都の動向を踏まえ、障害のある人たちが自分の生活スタイルに合わせた暮らし方を選べるよう、グループホームや生活寮など地域の居住の場の整備を進めるとともに、在宅生活を支える様々なサービスの提供基盤を整備し、地域生活の継続及び地域生活への移行支援に努めていく必要があります。

## 3 契約制度の中での支援

(権利擁護、第三者評価、苦情対応のしくみづくり等)

平成15年4月から始まった支援費制度において、利用者が安心して事業者等を選択するためには、判断に必要な確かな情報が提供されるとともに、契約締結の支援や苦情対応、権利侵害の相談など、利用者を総合的にサポートする環境が整備される必要があります。特に、支援費制度では介護保険制度とは異なり、ケアマネジャーの設置が明確に位置づけられていないことから、障害者ケアマネジメントの手法を積極的に研究・活用しながら、相談や情報提供などの体制について十分に検討し、各種支援策を実施していくことが必要です。

## 4 地域資源の活用と市民の役割への期待

(市民、団体、行政等それぞれの役割と協働)

現在、市内で生活している、あるいは今後、市内で生活しようとする障害者に対して、本人の意思を尊重した地域生活を実現するためには、地域の様々な社会資源を活用した総合的な支援が必要になります。

障害者福祉領域の社会資源を考えた場合、物的資源としては保健・医療資源、社会福祉資源、教育資源、職業関連資源などがあります。また、人的資源としては、ホームヘルパー等の介助に関わるものや、自主的な活動としてのボランティア団体等があります。行政は、地域の福祉サービスに対するニーズを把握し、地域の様々な社会資源から地域に必要なサービスが提供されるよう計画的に誘導していく役割を担っています。

特に、地域の実情に即したきめ細かなサービスを提供するためには、NPOや地域住民団体との連携・協力による協働が求められます。また、当事者である障害者やその家族も含めた市民一人ひとりが自分の役割と責任を自覚して主体的に取り組むことにより、より西東京市らしいサービス体制を構築することができるものと思われれます。

## 計画の体系

障害のある、なし、あるいは障害の種類や程度にかかわらず、地域社会全体から必要な支援を得ながら、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進める



### (基本的な考え方及び目標)

### (施策の方向性)

#### 1 地域で支える基盤づくり (自助・共助・公助のバランス)

1. 地域における支援体制の整備
2. ボランティア活動の推進
3. 障害者福祉基盤の整備

#### 2 快適に過ごせる環境づくり (ハードとソフトのバリアフリー)

1. こころのバリアフリーの推進
2. 人にやさしいまちづくりの推進
3. 外出の支援

#### 3 生きがいを持って暮らせるまちづくり (主体性のある社会参加)

1. 育成支援体制の整備
2. 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進
3. 適性や能力に応じた就労の場の確保
4. 余暇活動・生涯学習活動の充実

#### 4 安心して暮らせるまちづくり (個人の権利といのちを守るしくみ)

1. 権利擁護体制の活用
2. サービスの質の確保・向上
3. 緊急時対策、防災・防犯対策の充実
4. 保健・医療体制の充実

#### 5 自分にあった生き方ができるまちづくり (個性と自己選択の尊重)

1. 地域における生活基盤の整備
2. 福祉サービスの充実

#### 6 情報提供・相談体制のしくみづくり (自立した生活を支える基盤)

1. 情報提供体制の充実
2. 相談体制の充実
3. コミュニケーション・情報取得に対する支援の充実

## 計画の目標と方向性

### 目標 1

## 地域で支える基盤づくり ～自助・共助・公助のバランス～

### 【基本的な方向性】

- ◆障害のある人の生活を地域で支えていくには、公的施策（「公助」）のみならず、個人の自立（「自助」）を基本として、社会の構成員がお互いに支え合う「共助」が大切であり、行政、民間企業、NPOや市民などがそれぞれの役割を果たせるよう、自助・共助・公助の施策のバランスをよく考えながら、地域における支援体制をつくっていきます。
- ◆福祉サービスを必要とする障害のある市民が自立した生活や社会参加ができるように、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者が相互協力して地域福祉を推進していきます。
- ◆地域で福祉活動を進めていくためには、市民のボランティア活動を充実させていくことが大切であり、ボランティアの自主性や自立性を尊重しつつ、市民がボランティア活動に参加しやすい環境の整備を進めます。
- ◆行政(市)は、福祉サービスに対するニーズを把握し、地域に必要なサービスが提供されるよう計画的に誘導していく役割を有しています。したがって、市民のニーズに即したサービスがきめ細かく提供されるしくみを地域で構築できるよう、多様なサービス供給主体の活動を支援していきます。

### 【具体的な施策展開】

#### 1 地域における支援体制の整備

##### ★地域の支えあいネットワークの形成

##### ★地域住民、事業者、社会福祉に関する活動を行う者の協力

社会福祉法では、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が

地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」と述べられています。本市においても、社会福祉法の理念に基づき、地域住民、事業者、社会福祉活動を行う者及び市が互いに連携し、協力し合いながら、地域における障害者福祉を推進していきます。

## ★地域資源の活用

### 2 ボランティア活動の推進

#### ★ボランティア活動への支援

障害者の地域での自立生活を支援するには、「ちょっとした手助け」をはじめとする市民の自主的なボランティア活動が大切な役割を担っています。今後も、社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティアを幅広く受け入れながら、ボランティア活動を支援する体制をつくります。

#### ★ボランティアの育成支援

### 3 障害者福祉基盤の整備

#### ★ 障害者福祉基盤の整備

#### ★（仮称）障害者福祉総合センターの建設の検討

障害者の自立と社会参加を促進するため、地域で生活する障害者の総合的な在宅支援の拠点として、通所授産施設やデイサービス施設を備えた（仮称）障害者福祉総合センターの建設について検討します。

#### ★ 障害者福祉センター機能の見直し

現在、市内に2か所ある保谷障害者福祉センター、田無障害者福祉センターでは、在宅の心身障害者に対し、機能訓練・日常生活訓練動作・創作活動・給食サービス・ショートステイ・送迎等を行っています。平成12年4月から介護保険制度が施行され、両障害者福祉センターの介護保険対象者の介護保険サービスへの移行により、利用実態の変化がある一方で、養護学校卒業の知的障害者が増加傾向にあります。

今後は、知的障害者の実態を把握しながら、市内に2か所ある障害者福祉センター機能を見直し、知的障害者を含めたデイサービス事業の充実・拡大や、養護学校卒業者の生活訓練・社会適応訓練等の充実を図っていきます。

# 目標 2

## 快適に過ごせる環境づくり ～ハードとソフトのバリアフリー～

### 【基本的な方向性】

- ◆幅の広い歩道の整備や建築物の出入口の段差解消、公園整備等による憩いと交流の場の確保など、総合的な福祉のまちづくりを進めることが大切です。その際には、単に現状の改善（バリアフリー\*化）にとどまらず、計画の段階からユニバーサルデザイン\*化が進められるように検討します。
- ◆ノーマライゼーションの理念を理解し、実践していくためには、市民一人ひとりが障害や障害のある人のことをよく知ったうえで、理解や行動をしていくことが大切であり、啓発・広報活動を継続的に続けていきます。
- ◆利用者本位の考え方にに基づき、一人ひとりの多様なニーズに応えられる生活支援体制の整備、サービスの量的・質的な充実を進めていきます。

### 【具体的な施策展開】

#### 1 こころのバリアフリーの推進

##### ★広報・啓発活動の充実

市報や各種行事、エフエム放送等を活用した積極的な広報・啓発活動を進めるとともに、「障害者の日（12月9日）」や「障害者週間（12月3～9日）」の趣旨について広く市民の理解・協力を得るように努めます。

##### ★インターネットを活用した広報・啓発活動の充実

##### ★福祉教育の推進

#### 用語解説

##### \*バリアフリー

障害のある人などが社会生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多い。しかし、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁など、すべての障壁の除去という意味でも用いられる。

- ①物理的な障壁：歩道の段差、車いす使用者の通行を妨げる放置自転車や電柱等の障害物、乗降口に段差のある車両構造のバス、鉄道・地下鉄等の駅の狭い改札口やホームまでの段差、施設等の出入口の段差等
- ②制度的な障壁：障害があることを理由に資格・免許等の付与を制限する等
- ③文化・情報面での障壁：音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、わかりやすい表示の欠如等
- ④意識上の障壁：心ない言葉や視線、人間としての尊厳を傷つけるような扱い、障害者を庇護されるべき存在としてとらえる等

##### \*ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。



子どものころから福祉について理解を深め、障害や障害者に対する正しい知識をもつことは大切であり、今後も学校における「総合的な学習の時間」等を活用しながら福祉教育を実施していきます。

- ★施設と地域の交流促進
- ★交流事業の推進
- ★統合化された施設の検討

## 2 人にやさしいまちづくりの推進

- ★（仮称）人にやさしいまちづくり条例の制定
- ★公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進
- ★歩行環境の整備

歩道の段差解消や歩車道の分離を進め、障害のある人や高齢者、妊産婦などすべての市民が安全に通行できる歩行者環境の整備を進めます。視覚障害者誘導用の点字ブロックについても、利用状況・利用意向を把握しながら、計画的な整備に努めます。

- ★障害者専用駐車スペースの確保
- ★市内鉄道駅のバリアフリー化の推進
- ★福祉マップ（バリアフリーマップ）の作成

障害者や高齢者等がまちに出る際に役立つ、施設等のバリアフリー情報をまとめた、市民の手によるバリアフリーマップづくりを進めます。

- ★学校施設のバリアフリー化
- ★市民への正しい情報提供、意識啓発の推進
- ★交通バリアフリー法に基づく基本構想の策定

## 3 外出の支援

- ★利用しやすい移動手段の整備・充実

障害者や高齢者などが利用しやすい移動手段の整備・充実を推進します。（主な事業：はなバス路線の拡充、休憩ベンチの設置、ノンステップバス・リフト付きタクシーの整備要請）

- ★移送サービスの拡充
- ★身体障害者補助犬法の周知



# 目標 3

## 生きがいを持って暮らせるまちづくり ～主体性のある社会参加～

### 【基本的な方向性】

- ◆障害のある子どもが一人の人間として成長し、その能力を最大限に伸ばしていくために、一人ひとりの個性や特性を踏まえた教育内容の充実を図り、学びやすい教育環境を整備します。
- ◆障害のある人がその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就くことができるようにするために、ジョブコーチ\*や就労支援センター等の新しい制度も活用しながら、障害者雇用を積極的に支援していきます。
- ◆生活を豊かで潤いのあるものにする生涯学習やスポーツ・文化活動、レクリエーション活動などを、障害のある人もない人もともに楽しむことができる機会の提供を図っていきます。

### 【具体的な施策展開】

#### 1 育成支援体制の整備

##### ★（仮称）こどもの総合支援センターの設置

こどもの発達支援センターと子ども家庭支援センターの機能を併せ持ち、子育てに関する相談・交流・一時保育・発達支援などを総合的に支援する「こどもの総合支援センター」の設置を推進します。障害がある、ないに関わらず、親子や多様な年齢の人が集う場所とし、市民の子育てボランティアやグループの活動、ネットワークづくりを進めます。

##### ★療育・教育相談事業の推進

##### ★ファミリー・サポート・センターにおける障害児利用の充実

##### ★障害児の幼稚園入園に対する支援の推進

#### 2 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進

##### ★学校教育環境の向上

障害のある児童、生徒の教育ニーズに応え、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばする多様な教育を展開していきます。心身障害教育については、これまで学校教育法に定める「特殊教育」として、盲・ろう・養護学校や小・中学校の心身障害学級等の教育の場を整備し、児童・生徒の教育機会の確保に努めてきました。し

#### 用語解説

##### \*ジョブコーチ

職場において一定期間付き添い、仕事の支援や多彩な援助を行う人。

かし、近年には小・中学校の通常の学級に在籍するLD（学習障害）やADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童・生徒への対応等、様々な対応が求められるようになってきており、国や東京都においても、障害児教育の新たな検討を始めています。市においては、国や東京都の動向を踏まえ、障害のある児童・生徒の特別な教育的ニーズに応え、学校が、家庭や地域社会、関係機関と連携し、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸長する多様な教育を展開するよう努めます。また、児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導を充実するため、研修や外部機関との連携の推進により、学校の専門性と教員の資質・専門性の向上を図ります。

- ★障害のある学齢児の療育・リハビリ機能の確保
- ★障害児放課後活動としての常設場確保の検討

### 3 適性や能力に応じた就労の場の確保

#### ★就労援助事業の実施

就労支援コーディネーター及び生活支援コーディネーターを配置し、職業相談、職業準備支援、職場開拓、職場定着支援等とともに、日常生活及び社会生活上必要な生活支援を行います。また、地域における就労支援ネットワーク（ハローワーク、商店会、事業主団体、養護学校、市、保健所、通所授産施設、作業所等）の整備を図ります。

- ★就労機会の拡大
- ★小規模通所授産施設の立ち上げ及び安定化等への支援
- ★授産製品の販路拡大

### 4 余暇活動・生涯学習活動の充実

#### ★生涯学習の推進

障害のあるなしにかかわらず、すべての市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を推進します。推進にあたっては、市内部の関連機関の連携はもとより、民間事業者、非営利団体、学校などと連携を図り、市民が利用しやすい生涯学習を提供します。

- ★障害者の社会参加機会の充実
- ★図書館事業の充実
- ★公民館事業
- ★障害者のゲストティーチャーや講師としての活用
- ★総合型地域スポーツクラブの創設
- ★東京都障害者スポーツ協会との連携

# 目標 4

## 安心して暮らせるまちづくり ～個人の権利といのちを守るしくみ～

### 【基本的な方向性】

- ◆平成15年4月からは、障害者福祉サービスについても行政が決定する現在の「措置制度」から障害のある人が契約に基づきサービスを利用する支援費制度に変わったことから、情報提供・苦情解決等、今後もさらにサービス利用者を支援する体制の整備を進めます。
- ◆事業者が提供するサービスの内容や質に加え、事業や組織経営の状態など、外から見えにくい部分を含めて、第三者が客観的に評価を行い、評価結果の情報を公表するしくみである第三者サービス評価システムについては、東京都が「東京都福祉サービス評価推進機構」を開設し、都独自の第三者サービス評価システムを構築しており、市としても都の評価システムの普及・定着を推進していきます。
- ◆自力避難の困難な障害のある人等に対する防災知識の普及や災害時の適切な情報提供・避難誘導等の体制を整備します。また、聴覚障害者など音声による意思疎通が困難な市民への緊急連絡等のしくみづくりについても検討を進めます。
- ◆知的障害者や精神障害者など判断能力が不十分な人の相談窓口の充実や、困難な苦情等の解決に向けて、成年後見制度の普及と活用に努めます。その際には、成年後見制度の利用支援や、保健福祉サービスに関する解決困難な苦情等の解決に向けての調整等を行う「権利擁護センターあんしん西東京」（平成14年9月開設）を活用していきます。

### 【具体的な施策展開】

#### 1 権利擁護体制の活用

##### ★権利擁護センターとの連携

##### ★成年後見制度の普及と活用

痴呆性高齢者など判断能力が不十分な人も、サービスの選択・利用・苦情申し立てなど、利用者本位の介護保険サービスなどを適切に利用できるよう、成年後見制度の普及と活用に努めます。

平成14年9月に立ち上げた「権利擁護センターあんしん西東京」では、次の事業を行い、成年後見制度の利用を支援します。

- ・成年後見制度に係る法律、医療、福祉等の専門相談
- ・成年後見制度等の権利擁護のしくみの広報、総合相談
- ・後見等市長申し立てにあたって意見を聴く機関として「成年後見制度利用支援

委員会」の設置

・ 成年後見制度の利用支援推進のための研究

平成15年度には、成年後見制度の普及の一環として講演会「かけがいのない人生、自分らしく生きる」を開催しました。

### ★地域福祉権利擁護事業の普及と活用

社会福祉協議会では、在宅生活をされている、痴呆症状や物忘れのある高齢者の方、知的障害、精神障害のある方などが適正なサービスを利用できるよう、各種サービスを利用する際の相談、助言、利用手続きなどの利用支援を行ったり、それに付随する公共料金や保険料の支払い、預貯金の出し入れなどの金銭管理を行う地域福祉権利擁護事業を行っています。市はこの事業の普及と活用の支援に努めます。

## 2 サービスの質の確保・向上

### ★福祉サービス第三者評価システムの活用促進

## 3 緊急時対策、防災・防犯対策の充実

### ★緊急メール通報システムの活用

### ★災害要援護者防災行動マニュアルの作成

市では、災害要援護者を対象とした災害要援護者防災マニュアルを作成し、防災知識等の啓発に努める必要があります。今後は、地域の実情を勘案しつつ、災害時における安全対策やその心身の状況に応じた適切な対策を講じるなど、防災知識等の普及・啓発に努めていきます。

### ★防災訓練の充実

### ★社会福祉施設等と地域の連携

### ★「災害要援護者対策班」の設置

### ★医療等の体制の整備

### ★悪質商法などの被害の防止

## 4 保健・医療体制の充実

### ★かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及

### ★地域健康づくり・リハビリテーション等の展開

### ★更生医療・育成医療の給付

### ★進行性筋萎縮症の療養給付

### ★難病医療費等助成

### ★精神障害者通院医療費の公費負担

### ★在宅重症心身障害児(者)訪問（健診・看護）の実施

# 目標 5

## 自分にあった生き方ができるまちづくり ～個性と自己選択の尊重～

### 【基本的な方向性】

- ◆本人の意思を尊重し、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活できるようにするため、サービス供給の担い手の拡大を図っていくなど、一人ひとりの多様なニーズにあったサービスが選択できる体制を整備していきます。
- ◆自分の生活スタイルに合わせた多様な暮らし方が選べるよう、入所施設等での生活から地域での自立生活への移行など、地域での自立生活を重視した福祉を推進していきます。
- ◆障害者福祉施設のみならず、公共施設をはじめとする市内にある既存の社会資源の活用により、様々な社会活動に参加できる機会の拡大を図ります。

### 【具体的な施策展開】

#### 1 地域における生活基盤の整備

##### ★グループホーム・生活寮の整備

何らかの支援を必要とする障害者が少人数で居住する形態であるグループホーム・生活寮は、障害者の地域生活支援の社会資源として重要であり、多様な主体の参入を図るとともに、公営住宅や民間住宅を活用し、整備を進めていきます。

##### ★公営住宅の有効活用

#### 2 福祉サービスの充実

##### ★在宅サービスの充実

住み慣れた地域で自立した生活をおくれるよう、居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）、短期入所事業（ショートステイ）、デイサービス事業など在宅サービスの充実を図り、一人ひとりの多様なニーズに応えられる生活支援体制を整備します。

##### ★地元の大学等、教育機関と連携した福祉人材の育成・確保

##### ★専門的人材の育成

##### ★支援費制度の充実

##### ★福祉施設の計画的整備

##### ★ふれあい収集の実施



[参考] 心身障害者(児)通所訓練等

(平成15年3月現在)

	定員	通所者数 (平成15年5月1日現在)	延べ通所者数	1日平均通所者数
心身障害者通所訓練施設 「どろんこ作業所」	19	19	2,754	11.6
心身障害者通所授産施設 「第一さくらの園」	19	18	3,998	17.5
心身障害者通所授産施設 「第二さくらの園」	19	19	4,479	19.0
心身障害者通所授産施設 「第三さくらの園」	19	11	2,332	9.7
心身障害者通所授産施設 「田無どろんこ作業所」	10	10	1,850	7.9
心身障害者通所授産施設 「ゆずりは作業所」	18	19	4,001	16.4
心身障害者通所授産施設 「ほうや第1福祉作業所」	19	20	3,836	15.7
心身障害者通所授産施設 「ほうや第2福祉作業所」	15	15	3,412	13.9
心身障害者通所授産施設 「ほうや第3福祉作業所」	19	19	3,777	15.4
放課後対策事業 「さざんかクラブ」	65	65	2,184	22.1
放課後対策事業 「ばんび」	20	19	1,123	10.0
地域デイサービス事業 「おかし工房マーブル」	10	13	1,563	6.6
心身障害者通所訓練施設 田無障害者福祉センター作業訓練室	15	13	2,602	10.7
心身障害者通所訓練施設 心身障害者生活訓練室	15	13	2,221	9.0
精神障害者共同作業所 サンワーク田無	25	26	4,098	16.5
精神障害者共同作業所 たなし工房	25	21	2,762	11.4
精神障害者共同作業所 コミュニティールーム友訪	15	14	1,972	8.0
精神障害者共同作業所 サンライズ富士	25	24	3,252	13.7

資料：障害福祉課

# 目標 6

## 情報提供・相談体制のしくみづくり ～自立した生活を支える基盤～

### 【基本的な方向性】

- ◆障害のある人やその家族が抱える様々な問題についての相談や情報提供等を行う体制を整備することは、地域での生活を支援するうえでとても大切であり、安心して、また気軽に利用できる情報提供・相談体制のしくみづくりを進めます。
- ◆情報の収集・利用などに大きな支障のある聴覚障害者や視覚障害者に対して、コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化を推進します。また、必要な情報が知的障害者本人に的確に伝わるよう、情報提供・表示等の方法についても検討を進めます。

### 【具体的な施策展開】

#### 1 情報提供体制の充実

##### ★福祉情報総合ネットワークの構築

福祉サービスや健康づくりに関する情報を市民一人ひとりに総合的・体系的に提供するため、ホームページを活用した総合的な福祉情報総合ネットワークを構築します。

##### ★インターネット等の情報技術の活用

インターネット等の情報技術を活用し、各種サービスの内容やサービス提供事業者に関する情報の提供、利用者間の情報交換等を行うネットワークづくりを支援していきます。

##### ★新しい相談形態、情報提供方法についての検討

携帯電話等のメールを活用した相談、情報提供等、障害の状況等に配慮した新しい相談形態、情報提供方法について検討を進めます。

##### ★「心身障害者のしおり」の活用

#### 2 相談体制の充実

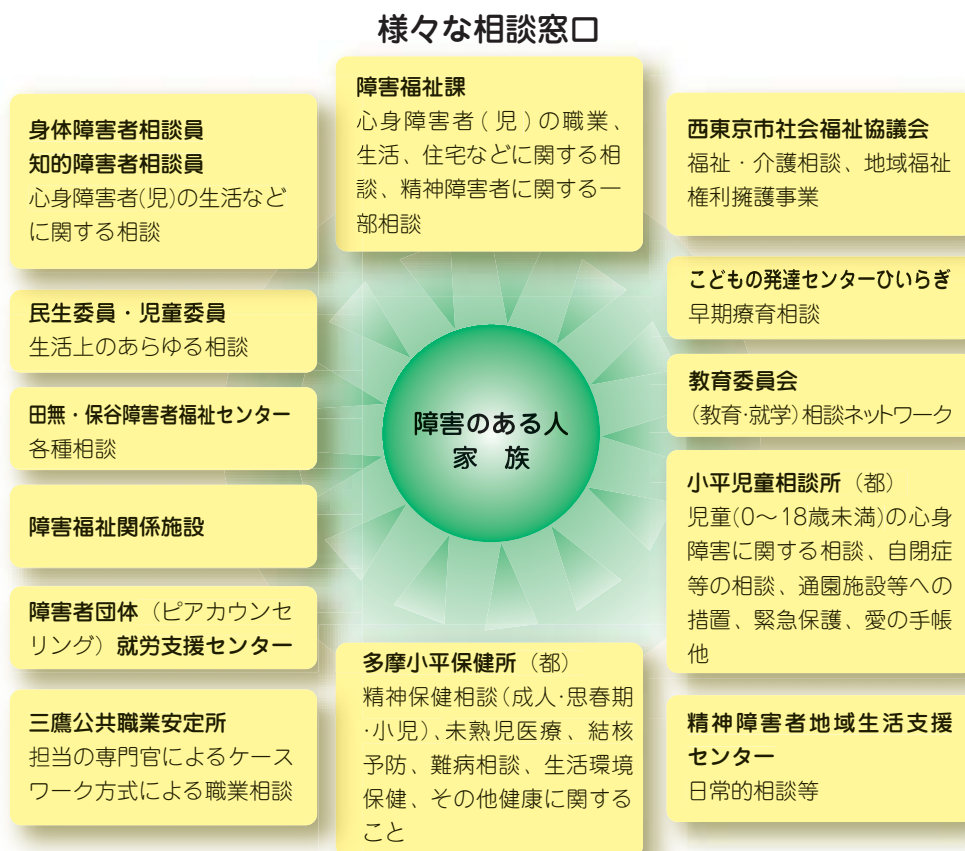
##### ★相談窓口の充実

生活全般における様々な問題についての相談や、福祉サービス等の利用援助・情報提供などについては、障害福祉課相談窓口を中心にきめ細かく対応し、障害者の地域での生活を支援します。また、解決困難な課題（問題）に対しては、「権利擁護センターあんしん西東京」の苦情相談窓口や、専門性・第三者性を持つ「保健福祉サービス苦情調整委員会」を活用していきます。



## ★支援費制度利用にあたっての相談体制の充実

支援費制度は、利用者自らが事業者を選択し、事業者と契約してサービスを利用するしくみであり、利用にあたっては適切な情報の取得が大切になってくることから、引き続き、障害福祉課相談窓口における情報提供・相談体制の充実に努め、利用者の円滑な利用を促進します。



## ★心身障害者地域生活支援センター事業の推進

## ★身体障害者相談員・知的障害者相談員活動の充実

## ★民生委員・児童委員の相談活動の充実

## ★西東京市相談ネットワークの検討

## 3 コミュニケーション・情報取得に対する支援の充実

### ★行政情報の点字化の検討

### ★市ホームページのユニバーサルデザイン対応の促進

### ★市役所における窓口対応方法の検討

市役所の窓口対応については、利用者の要望等を把握しながら、障害の状況に配慮した、より利用しやすい対応に努めます。具体的には、車いすに配慮したローカウンターの設置、聴覚障害者に配慮した手話や機器による対応等について検討します。

## 推進体制

### 1 市民参加、当事者参加の推進

#### ★市民参加、当事者参加の推進

西東京市障害者基本計画を推進していくためには、市民、事業者、関係機関、市の協働が欠かせません。そのため、これらの四者によるパートナーシップを基礎として、計画の推進体制の整備及び進行管理を行います。また、実情に即したより効果的な施策展開を図るため、当事者の参加・協力の機会を設けるよう努めます。

### 2 庁内推進体制の充実

#### ★全庁的な施策の推進

#### ★計画推進の核となる組織体制の整備

市の全庁的な組織と、市民、事業者、関係機関、市がともにつくる組織を核として、連携体制を整備し、計画を推進します。

- ・（仮称）保健福祉推進委員会（市の関連部署による組織）
- ・（仮称）地域福祉普及推進会議（市民、事業者、関係機関、市がともにつくる組織）

### 3 財源の確保

#### ★財源の確保

#### ★国や東京都制度の有効活用

#### ★コスト意識・マネジメント意識を持った行政運営の推進

### 4 計画期間と計画の見直し

#### ★当事者や関係者のニーズ把握

本計画を着実に推進していくために、日頃から当事者や関係者の実態やニーズの把握に努めるほか、社会情勢や市内の生活環境の変化、関連制度・法令など、各種要因に柔軟に対応し、必要に応じて施策内容や施策目標の見直しを行います。

## 市内の障害者福祉関連施設



○障害福祉関連施設	
西東京市田無障害者福祉センター	田無町5-5-12
西東京市保谷障害者福祉センター	保谷町1-6-20
心身障害者生活訓練室	東伏見6-9-19
田無作業訓練室	田無町5-5-12
こどもの発達センター ひいらぎ	住吉町6-1-25
心身障害児通所訓練施設 ひよっこ	芝久保町5-4-60
知的障害者入所更生施設 たんぼぼ	向台町3-1-11

◆心身障害者(児)通所訓練施設等	
田無どろんこ作業所	田無町5-8-10
どろんこ作業所	東伏見6-1-36
ゆずりは作業所	富士町6-5-7
ほうや第一・第二・第三福祉作業所	ひばりヶ丘3-1-23
おかし工房マーブル	保谷町2-2-17
ばんび	田無町6-6-8
さざんかくらぶ	東伏見6-9-19

◇精神障害者地域生活支援センター	
地域生活支援センター ハーモニー	南町3-4-10

△精神障害者共同作業所	
たなし工房	向台町1-17-2
サンワーク田無	西原町3-10-11
サンライズ富士	富士町6-5-7
コミュニティルーム友訪	住吉町6-11-16

●小規模通所授産施設	
第一さくらの園	向台町3-1-45
第二さくらの園	向台町3-1-45
第三さくらの園	向台町1-16-24